

議第113号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例
京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。
別表第1 京都市南浜児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 藤 城 児 童 館	京都市伏見区桃山町正宗52番地の6
-----------------	-------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市藤城児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市藤城児童館を設置する必要があるので提案する。